



# 税

## INFORMATION インフォメーション

町税等の納め忘れは  
ありませんか

# 年金



源泉徴収票が  
送付されます

厚生年金・国民年金の「老齢年金」など、老齢（退職）を支給事由とする公的年金は、税法上「雑所得」として所得税の課税対象となります。

このうち、「老齢年金」の額が10万円以上（65歳以上の方は15万円以上）の方については、所得税を源泉徴収することになります。

日本年金機構では、平成23年1月から12月中に「老齢年金」を受け取っている方に平成24年1月までに源泉徴収票を送付します。

源泉徴収票は、税務署で年金以外に給与収入があり、確定申告をするときや、源泉徴収の還付を受けられるときに添付する必要があります。

なお、「障害年金」や「遺族年金」については非課税です。ですので、源泉徴収票の送付はありません。

問合せ

▼住民課

557-7578

問合せ

557-7578

# 経済センサス 活動調査にご協力を

12月4日～10日

人権週間

会場

瑞穂町産業会館2階  
73番地2

部門

青梅税務署個人課税第1

会場

大會議室（石畠19

部会

73番地2

会場

瑞穂町産業会館2階  
73番地2

部門

青梅税務署個人課税第1

会場

大會議室（石畠19

部会

73番地2

会場

瑞穂町産業会館2階  
73番地2

部門

青梅税務署個人課税第1

会場

大會議室（石畠19

部会

73番地2

会場

瑞穂町産業会館2階  
73番地2

部門

青梅税務署個人課税第1

会場

瑞穂町産業会館2階  
73番地2